

## 欧州連合(EU)における知的財産権活用のための 法制度整備について(その2)(完)

——主に知的財産権の執行に関する指令に着目して——

国際第2委員会  
第2小委員会\*

**抄録** 欧州連合(EU)成立以後、単一市場として発展をとげたEUにおいて、EU域内での製品の流通は原則として自由である。それを逆手に取られ、模倣品・海賊版について取締が十分でない国から入ってきた模倣品・海賊版がEU域内で自由に流通することで、消費者に対する危険性の増加などが大きな社会問題となっていた。

これに対策すべく、EUでは「税関の処置に関する規則COUNCIL REGULATION (EC) No 1383/2003」(以下、規則1383/2003という)および「知的財産権の執行に関する指令DIRECTIVE 2004/48/EC」(以下、指令2004/48という)を規定し、対策を講じている。

今回は、指令2004/48の特徴および各国への適用などについて紹介する。

### 目次

- |  |   |
|--|---|
| 1. はじめに                                      | 5. 1 背景   |
| 2. EUにおける統治制度と模倣品・海賊品への取組                    | 5. 2 特徴   |
| 2. 1 魅力的な単一市場, EU                            | 6. 各国の指令の履行状況と、旧法からの変更点                             |
| 2. 2 EUの統治の仕組み                               | 6. 1 オランダ   |
| 2. 3 欧州委員会による模倣品・海賊版対策強化の取組                  | 6. 2 フランス   |
| 2. 4 EU法令における規則(Regulation)と指令(Directive)の意味 | 6. 3 イタリア   |
| 3. 税関の処置に関する規則1383/2003の導入背景と手続きの紹介          | 6. 4 イギリス   |
| 3. 1 税関の処置に関する規則の歴史                          | 6. 5 スペイン   |
| 3. 2 規則1383/2003の特徴の詳細                       | 6. 6 ドイツ  |
| 3. 3 税関の処置に関する規則の申請手続き(第5～8条)                | 7. その他:Criminal sanctions(刑事的制裁)に関する内容、現状について       |
| 3. 4 規則1383/2003の影響                          | 8. おわりに   |
| 3. 5 反模倣団体について                               | (以上、本号掲載)   |
| 3. 6 具体的活用例                                  | <b>5. 知的財産権の執行に関する指令2004/48 EC<sup>12)</sup>の紹介</b> |
| 4. 税関の処置に関する規則1383/2003の課題(以上、6月号掲載)         | <b>5. 1 背景</b>                                      |
| 5. 知的財産権の執行に関する指令2004/48 ECの紹介               | 2. 3 で紹介した政策文書(Green Paper) <sup>13)</sup>          |

\* 2007年度 The Second Subcommittee, The Second International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

にて提起・警告された問題に対し、欧州委員会は、知的財産権の貿易的側面に関する協定（以下、TRIPS協定）に、裁判所のような司法当局による知的財産権の執行に関する条項、例えば、証拠収集や差止命令などの手段の規定が包含されているにも関わらず、こうした知的財産権の執行手段に関して、今もなお存在する加盟国間の格差を解消する必要があると考えた。従って、EU全体として知的財産権侵害行為や海賊行為に対抗するためには、EU加盟国の知的財産権の保護のレベルを均等化することが重要であるとした。

こうした背景により採択された指令2004/48は、EU域内における知的財産権の侵害行為や海賊行為に対抗するために、EU加盟国における知的財産権の執行を確保するために必要な手段や訴訟などの各種手続きおよび救済措置の調和を図ることを目的とするものである。

## 5.2 特 徴

上述した通り、指令2004/48はEU加盟国ごとに異なる知的財産権の執行手段の調和を図ることを目的とする性格上、各国法の執行規則からかけ離れることが無いように留意されている。また、EU加盟各国が国内法規で既に定めている執行手段のうち、これらのベストプラクティスを意識して纏められている。指令2004/48が規定する内容は、TRIPS協定（41条～61条）に規定された手続きや方法よりも広くなり、故に本指令はTRIPS Plusと称されることもある。

指令2004/48は、証拠および証拠保全に関する規定、情報に対する権利に関する規定、暫定措置および予防措置に関する規定、差止措置に関する規定、損害賠償に関する規定などを主な規定として纏められており、規定された内容に従って、2006年4月29日までに、EU加盟各国において履行（EU加盟各国の国内法の改正等）することが要求されている。

なお、指令2004/48が要求する内容よりも、EU加盟各国の国内法規で既に規定されている執行手段の方が、権利者にとってより好都合である場合がある。そのため、指令2004/48では、そうした場合においては、国内法の規定を変更する必要が無いことを明記している。

それと同様に、指令2004/48は、知的財産に関する実体法を支配する欧州共同体の規定や指令、知的財産権侵害行為に係る刑事手続きや刑罰に関する国内規定、TRIPS協定に対して影響を与えないことも明示している。

上述したように、指令2004/48は2006年4月29日までに履行することが求められているが、EU加盟各国の履行状況にはばらつきが存在する。また、従前に比べ、EU加盟国間の知的財産権の執行における格差は改善されたが、EU加盟各国間での履行内容の相違は未だ存在している。そのため、知的財産権の行使をEU域内で考慮する場合は、指令2004/48の内容のみならず、EU加盟各国の履行状況および履行内容を把握することが重要である。

EU加盟国のうち、主要国の履行状況や履行内容については後述するので参照されたい。

続いて、EU域内において活動する企業にとって認識しておくべき内容と考えられる、指令2004/48の特徴的な条項について紹介する。

### (1) 目標（第1条）および範囲（第2条）

指令2004/48の対象として、「知的財産権という用語には産業財産権を含む」ことが明示されている（第1条）。また、「欧州共同体の法規範および／またはEU加盟各国の国内法によって与えられる知的財産権のいかなる侵害にも適用される」ことが明示されている（第2条）。なお、指令2004/48が対象とする知的財産権に、特許権や実用新案権を含むという明確な指針が存在していないが、指令2004/48の目的から鑑みて、“知的財産権”との用語には特許権、実

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

用新案権、意匠権、商標権、著作権などを含むものとして理解するのが安全である。

## (2) 証拠 (第6条)

この条項では、司法当局が相手方当事者の管理下にある証拠を特定した当事者、即ち、申請者の申立に基づき、秘密情報の保護を条件として、相手方当事者に証拠を提示するように命令することを確保するよう、EU加盟国に求めている (第6条 (1))。なお、申請者は、請求を支持するのに十分かつ、合理的に入手可能な証拠を司法当局に提示する必要がある。

## (3) 証拠保全措置 (第7条)

この条項では、第6条に規定された証拠の提出に関する申請が行われる前でも、司法当局が証拠保全のための暫定的措置を命令することを確保するよう、EU加盟国に求めている (第7条 (1))。

また、第7条 (1) には、暫定的措置に含めることができるものとして、サンプルの採取、侵害物品の強制的押収、製造に利用される器具などの押収、関連する商品や文書の頒布の差止めなどが記述されている。

さらに、第7条 (1) には、暫定的措置については、相手方当事者に対して審尋する必要があることが明確に規定されている。

ただし、このような証拠保全措置を実施するにあたり、申立人に対する要求がいくつか規定されている。

まず、知的財産権が侵害されている、または、侵害される可能性が高いとの主張を裏付けるような、合理的に入手可能な証拠を提示する必要がある (第7条 (1))。

また、申立人は、被告が被る損害の補償を確保するために、十分な担保としての保証金を供する必要がある (第7条 (2))。

また、申立人は、証拠保全措置を命令した司

法当局によって決定される期間、もしくは、20営業日または31暦日のうち、いずれか長い方を越さない期間内に、訴訟手続きを開始する必要がある (第7条 (3))。もし、訴訟手続きが開始されなかった場合には、証拠保全措置は無効となる。

証拠保全措置が無効となった場合や、失効した場合、または知的財産権の侵害行為が存在しなかったことが認定された場合は、被告の依頼に応じて、証拠保全措置によって発生したいかなる被害についても、申立人は被告に対して適切に補償するように司法当局は命令する権限を有する (第7条 (4))。

## (4) 情報に対する権利 (第8条)

証拠を入手し、保護する措置は、情報に対する権利によって補われる。そのため、この条項では、司法当局が知的財産権を侵害する商品もしくはサービスの源、および流通網に関する情報を侵害者または以下の者に対して提供するように命令することができることを確保するよう、EU加盟国に求めている (第8条 (1))。

(a) 侵害商品を商業上の規模で占有していると認定された者

(b) 侵害商品を商業上の規模で利用していると認定された者

(c) 侵害活動において使用されている役務を商業上の規模で提供していると認定された者

(d) (a), (b) または (c) に言及された者により、商品の生産、製造もしくは流通またはサービスの提供に関係していると指摘された者

第8条 (1) における“情報”には、製品やサービスの生産者、製造者、流通業者およびその他のそれ以前の保有者等の氏名や住所を含む。さらに、問題となった商品もしくはサービスが生産、製造、流通、もしくは注文された量などの数量や価格に関する情報も含む (第8条 (2))。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

#### (5) 暫定措置および予防措置 (第9条)

この条項では、司法当局が、申立人の請求に応じて、将来発生が予測される知的財産権の侵害を阻止するために暫定的な差止命令を発することを確保するよう、EU加盟国に求めている(第9条(1))。

具体的には、司法当局が侵害疑義商品の押収、または引き渡し命令を発行すること(第9条(1)(b))、損害を回復できない可能性が高いことを被害者側当事者が証明した場合には、銀行口座や資産の凍結、流動または固定資産の予防的差押えが可能であることを、EU加盟国は規定しなければならない(第9条(2))。

なお、司法当局は、暫定措置および予防措置を実施するにあたり、司法当局は申立人に対して、申立人の権利が侵害されていること、もしくは侵害行為が差し迫ったものであることを主張できる合理的に入手可能な証拠を提供するように命じる権限を有する(第9条(3))。

また、第7条と同様に、権利者に対して回復不可能な損害を引き起こすと考えられる場合には、司法当局が相手方当事者に対して審尋すること無く、第9条(1)および第9条(2)の暫定措置を適用することができることを、EU加盟国は規定しなければならない(第9条(4))。

#### (6) 損害賠償 (第13条)

この条項は、損害賠償における算定の指針について定めたものであり、侵害者が侵害行為を行っていることを認識している場合(第13条(1))と、侵害行為を行っていることを認識していなかった場合(第13条(2))をそれぞれ規定している。

第13条(1)では、侵害者が侵害行為を行っていることを認識している場合、あるいは当然認識していることを証明する合理的根拠がある場合に、司法当局が、被侵害者からの申立により、侵害者に対し、知的財産権が侵害された結

果として生じた損害の回復に適切な賠償額を支払うことを命令することを確保するよう、EU加盟国に求めている。

さらに、第13条(1)副段落では、損害賠償の算定について、

(a) 被侵害者の被る逸失利益、侵害者の得た不当利益、経済的要素以外の要素を含む、あらゆる側面を考慮に入れた適切な賠償額を支払うこと

(b) (a)の代替として、仮に侵害者が当該知的財産権を利用するために本来支払うべきであったロイヤリティ(以下、実施料相当額)あるいは手数料を最低限度としたような金額を元にした総額を賠償額としても良いことを基準とするよう要求している。

第13条(2)では、侵害者が、侵害行為を行っていることを認識していなかった場合、あるいは、認識しているはずであることの合理的根拠が無い場合であっても、司法当局が、予め成立している利益の回復や損害賠償の支払いを侵害者に命令することができるように規定可能であると定められている。

#### (7) 訴訟費用 (第14条)

この条項は、知的財産権の侵害行為に関して行われた訴訟の費用負担に関するものである。この規定では、勝訴側当事者に発生した訴訟費用およびその他の経費は、衡平の観点から許されないようなものでない場合に限り、原則として、敗訴側当事者により負担されなければならないことを、EU加盟国に求めている。

## 6. 各国の指令の履行状況と、旧法からの変更点

続いて、EU 6ヶ国(オランダ、フランス、イタリア、イギリス、スペイン、ドイツ)の指令2004/48の履行状況と、上述した特徴的な条項に対する変更点について(ドイツは未改正の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ため現行法からの改正予定の条項について) 紹介する。また、以下に記載する各国の変更点(ドイツは変更予定内容)を一覧にまとめた表も添付する。なお、実務に影響を与える変更が無い条項については記載を省略する。

## 6. 1 オランダ

オランダでは、指令2004/48に関連する法の修正が、2007年5月1日に、以下の通りなされている。

### (1) 第7条に対応する変更

相手側当事者へ審尋することなく、侵害物品、製造に利用される器具などの押収や証拠の記述を要求することを裁判所が認められるように変更された。なお、この変更は現行の判例法が明文化されたものである。

### (2) 第9条に対応する変更

相手方当事者に対する審尋することなく、一方的に第9条(1)および第9条(2)に規定された措置が発動できるように変更された。

### (3) 第14条に対応する変更

原則として敗訴側当事者が、勝訴側当事者に発生した訴訟費用およびその他の経費を負担するように変更された。

## 6. 2 フランス

フランスでは、指令2004/48に関連する国内法の修正が、2007年10月29日に、以下の通りなされている。

### (1) 第7条に対応する変更

従来からフランスには、証拠の提示を伴う申請が行われる前でも、司法当局が証拠保全のための暫定的措置を命ずることができる手続き(Saisie-contrefaçon)が存在している。ただし、

旧法では、差押え執行日から15日以内に訴訟手続きを開始しなければならなかった。そこで、修正法では、差押え執行日から20営業日または31暦日のいずれか長い方を越さない期間内に訴訟手続きを開始すれば良いように変更された。

### (2) 第8条に対応する変更

修正法では情報に対する権利が規定され、司法当局が侵害者または侵害品の流通に関与した人物に対して侵害品の発生源や供給ネットワーク、数量、売上高などの情報を求めることができるように変更された。

### (3) 第9条に対応する変更

旧法では、略式裁判手続きとして相手側当事者の証言を聞いた場合においてのみ、暫定的な差止命令を発することができた。そこで、修正法では、相手側当事者に審尋することなく暫定措置を執行することができるようになった。加えて、旧法では暫定措置の執行対象外であった意匠事件においても、暫定措置の執行が相手方当事者に審尋することなくできるように変更された。

### (4) 第13条に対応する変更

従来、法廷では、被侵害者側が提出した被害額を証明する証拠書類に基づいて賠償金額が判決されていた。そこで、修正法では、侵害者の不当利益や、場合によっては侵害により正当な権利者が被った道德上の損害なども考慮に入れた適切な損害額を査定するように変更された。

### (5) 第14条に対応する変更

フランス法には訴訟費用に関する厳密な規則はなく、完全に裁判所の裁量に任されている。従来は勝訴側当事者の訴訟費用を敗訴側当事者に対して全部払い戻すよう命令したことはなく、また、一部の払い戻しも少額であった。そ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ここで、修正法では、勝訴側当事者に発生した訴訟費用およびその他の経費は、原則として敗訴側負担となることが明記された。

### 6. 3 イタリア

イタリアでは、指令2004/48に関連する国内法の修正が、2006年4月22日に、以下の通りなされている。

#### (1) 第6条に対応する変更

旧法では、司法当局が相手側当事者に対して被疑侵害品の技術上または会計上の書類の提出を命令できるとなっていたが、修正法では、銀行関連、財務関連、商業関連の書類についても相手方当事者に提出を命令できるように変更された。

#### (2) 第8条に対応する変更

修正法では、司法当局が、公判前または通常の手続き期間において、侵害者だけではなく、侵害商品ないしサービスの提供に係る者に対しても、当該製品やサービスの起源、流通ネットワークに関する情報を要求できるように変更された。

#### (3) 第9条に対応する変更

旧法でも暫定措置等が既に利用されていたが、修正法では、相手方当事者の動産・不動産（銀行口座等の閉鎖を含む）に対しても予防的差押えを命ずる法的効力を認めるように変更された。また、暫定措置による決定の効果が予見される場合、訴訟手続きを開始していなくても、暫定措置を維持しうる点まで明記されている。しかし、これは暫定措置を求める手続きが利害得失面から合理的な期間内になされなかった場合に暫定措置が無効となる指令第9条に合致していないと解釈される余地もあり得る。

#### (4) 第13条に対応する変更

修正法では、損害賠償の算定では実施料相当額を最低限とした金額を元に賠償額を算定しても良いこと、またはそれに代わり、被害者の逸失利益または侵害者が得た不当利益のいずれか一方を選択して請求できること、さらに、損害賠償の算定では被害者が被った道徳上の損害も含まれることを認めるように変更された。

### 6. 4 イギリス

イギリスでは、指令2004/48に関連する国内法の修正が、2006年4月29日に、以下の通りなされている。

#### (1) 第13条に対応する変更

旧法では損害賠償の算定において、侵害者が侵害行為により得た利益の返還または被害者が実際に被った損失の補償のいずれか一方を選択して逸失利益に対する要求ができ、そのような損失がなくても合理的な実施料相当額は最低限要求できる定めになっていた。修正法では、侵害者が侵害行為を働いていることを認識していた場合または侵害行為を認識できる合理的根拠があった場合には逸失利益だけではなく、侵害者が得た不当利益および道徳上の損害をも考慮されるように変更された。

### 6. 5 スペイン

スペインでは、指令2004/48に関連する国内法の修正が、2006年6月6日に、以下の通りなされている。

#### (1) 第6条に対応する変更

旧法でも証拠の提出命令については定められていたが、修正法では、提出を命令できる情報の種類とその相手が明確になるように変更された。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

#### (2) 第7条に対応する変更

修正法では、証拠保全について第7条の文言が正確に導入された。

#### (3) 第8条に対応する変更

修正法では、第8条(2)で規定された情報を侵害者または第8条(1)で規定された者に対して提供するように命令することができるように変更された。

#### (4) 第9条に対応する変更

旧法では暫定措置および予防措置に対して特に定めが無く、学説が分かれていたが、修正法では、侵害が急迫する際には暫定的な差止命令を発動できるように明文化する形で変更された。また、第三者に対しても暫定的な差止命令を発動できる点も認められた。

#### (5) 第13条に対応する変更

旧法では被侵害者が被った損害額の算定については定められていたが、修正法では、第13条(1)の文言がそのまま導入された。しかしながら、修正以前に比べ不明確な表現となっているとの指摘もあり、この点には留意する必要がある。

## 6.6 ドイツ

2008年3月現在、ドイツでは指令2004/48に関連する国内法の修正はされていない。

ドイツでは、指令2004/48に基づき、国内法の修正が以下の通り検討されている。

#### (1) 第6条に対応する変更

現行法では司法当局によって侵害行為の存在が決定された後に、侵害者の支配下にある銀行、財務、商業関連の諸文書の開示を要求する手段が与えられていたが、修正法では、侵害行為の存在が決定される前であっても、損害賠償額算出に必要であるという条件の下で、これらの諸

文書の開示を要求できるように変更される予定である。

#### (2) 第8条に対応する変更

現行法では司法当局が侵害者や第8条(2)に定められた者に対して提供を命令することができる情報に物品、サービスの価格情報は含まれていなかったが、修正法では、第8条に対応すべく変更される予定である。

#### (3) 第9条に対応する変更

修正法では、損害を回復できない可能性が高いことを被害者側当事者が証明した場合、司法当局が侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押えを目的として、銀行、金融、商業の書類の開示を命令することができるように変更される予定である。

#### (4) 第13条に対応する変更

現行の判例法では、損害賠償の算定について、司法当局が被侵害者の逸失利益、侵害者の不当利益、実施料相当額のいずれかから選択することを認めている。従って、修正法では、この判例法が変化されることなく明文化される予定である。

#### (5) その他

2008年3月現在、調査委員会にて第8条の詳細などについて調整中であり、2008年夏ごろには現行のドイツ法を修正するための議案が通り、指令2004/48が履行されると予想されている。

なお、指令2004/48の履行期限が過ぎているドイツでは、指令2004/48に関連する現行のドイツ国内法を、指令2004/48の規定に照らして解釈したドイツ連邦最高裁の判決が既に複数下されている<sup>14)</sup>。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 7. その他：Criminal sanctions（刑事的制裁）に関する内容、現状について

欧州各国は、まず当然のことながら、TRIPS41～61条に規定する知的所有権の行使に関する手続きや方法を厳守する必要がある。特に、刑事上の制裁については、TRIPS61条において、故意による商標権および著作権侵害は刑事制裁が課される旨規定されている。

加えて、政策文書には、刑事的制裁について、下記のとおり、追加的な保護が提案されている。

具体的には、すべてのEU加盟国が、原則として、偽造者・海賊者に対して刑事罰を課すことを法で規定することが目標とされている。しかし、最近の欧州議会の発表<sup>15)</sup>では、特許権については除外する旨の提案がなされており、まだ知的財産権全体にわたっての合意は得られていない。

さらに、欧州の単一市場においては、各国での法適用の格差が問題となりうるが、それについても整備が進められている。

加えて、いくつかの国では、特別な刑罰の条項を定めている国もある。これらの条項は模倣品、海賊品を駆逐する上で効果的であり、さらなる保護を図る一つの解として、この国の法をすべてのEU加盟国に適用する、という考え方も検討されている。

また、刑罰法の属地主義の観点から、刑罰法はその国の領土内で行われた行為に適用されるのが原則である。しかし、刑罰における裁判管轄と法の適用については、もし、EU加盟各国で守られている権利を侵害している場合において、他の国で発生している模倣品、海賊品に対して本国の法律が及ぶとすれば、それは非常に効果的な手段となりうる。今後実務的に、どの裁判所が管轄権を有するのか、国境をまたいで流通する模倣品、海賊品に対してどのように法を適用するか、という点についても検討が進め

られる予定である。

## 8. おわりに

欧州委員会による模倣品・海賊版対策強化の取組の一環として、指令2004/48が欧州理事会および欧州議会において採択され、ほとんどのEU加盟国に関連する法律が改正された。この指令2004/48で、形式上は、EUにおける司法手続きの最低限の調和が図られたことになる。ご存じの通り、EU加盟各国の司法制度や司法手続きにはそれぞれ歴史があり、手続きの完全な調和は図られなかったが、EUの司法制度調和の第一歩を踏み出したといえる。

このように、EU加盟各国において、指令2004/48に基づく法改正が行われたが、各国とも改正がされたばかりであり、EU各国において、知的財産侵害訴訟にどのように影響を与えるかが明らかになるには、しばらく時間が必要である。

以上、EUにおける知的財産権活用のための法制度整備について、2回に分けて、欧州委員会による模倣品・海賊版対策強化の取組の提案（政策文書）の紹介、および戦略的な取組の一環である、税関の処置に関する規則1383/2003と知的財産権の執行に関する指令2004/48等について紹介した。

EUにおける知的財産権の執行に関する制度は、権利者にとって使いやすく改正されてきており、特に税関の処置に関する規則に関しては、実際に効果も上がっているようである。今回紹介した各種法制度が活用され、日本企業の欧州における事業の健全なる発展の一助となれば幸いである。

最後とはなるが、本資料作成に当たり、ドイツHoffmann Eitle事務所のDr. Lorenz von Kurowski氏、Dr. Anja Petersen-Padberg氏、英国Bristows事務所のAlan Johnson氏には献身的なご協力を頂いた。ここに感謝の意を表し

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ます。

#### 注 記

- 12) Corrigendum to Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights. (Official Journal of the European Union L 157 of 30 April 2004)  
([http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/docsPublicacion/pdf/8\\_EN\[0000004673\\_01\].pdf](http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/docsPublicacion/pdf/8_EN[0000004673_01].pdf))
- 13) Combating counterfeiting and piracy in the single market  
(<http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/>

docsPublicacion/pdf/8\_d7352\_en[0000000904\_01].pdf)

- 14) Decision of the Federal Supreme Court of 1 August 2006, case No. X ZR 114/03, Mitt. 2006, 523 - Rest-Schadstoffentfernung concerning Art. 6 of the Directive; Federal Supreme Court of 19 April 2007, case I ZR 35/04 "Internet-Versteigerung II" concerning Art. 11 of the Directive
- 15) 欧州議会発表資料  
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?language=EN&type=IM-PRESS&reference=20070319IPR04284>



表 1 指令2004/48改正内容一覽

指令 2004/48条項	オランダ	フランス	イタリア	イギリス	スペイン	ドイツ
国内法改正	2007年5月1日改正済み	2007年10月29日改正済み	2006年4月22日改正済み	2006年4月29日改正済み	2006年6月6日改正済み	未改正(2008年夏頃の予定)
証拠 (第6条)	実務上影響する変更なし	実務上影響する変更なし	銀行関連、財務関連、商業関連の書類についても相手方当事者に提出を命令できるように変更された。	実務上影響する変更なし	提出を命令できる情報の種類とその相手が明確になるように変更された。	侵害行為の存在が決定される前であっても、損害賠償額算出の執行に必要であるという条件下で、これらの諸文書の開示を要求できるように変更される予定。
証拠保全処置 (第7条)	相手側当事者への審尋することなく侵害物品、製造に利用される器具などの押収や証拠の記録を要求することを裁判所が認められるように文化化された。	暫定的措置による差押え執行日から20営業日または31日以内のいずれか早い方を越さない期間内に訴訟手続きを開始すれば良いように変更された。	実務上影響する変更なし	実務上影響する変更なし	証拠保全について第7条の文言が正確に導入された。	実務上影響する変更なし
情報に対する権利 (第8条)	実務上影響する変更なし	情報に対する権利が規定され、司法当局が侵害者または侵害商品の流通に関与した人物に対して侵害商品の発生源や供給ネットワークなどの情報を求めることができるように変更された。	公判前又は通常の手続き期間において、侵害者だけでなく、侵害商品ないしサービスの提供に関係する者に対しても、規定された情報を要求できるように変更された。	実務上影響する変更なし	第8条(2)で規定された情報を侵害者または第8条(1)で規定された者に対して提供できるよう命令することができるように変更された。	情報の種類が第8条に対応すべく変更される予定。
暫定処置および予防処置 (第9条)	相手方当事者に審尋することなく一方的に暫定的差止め命令が発動できるように変更された。	相手側当事者に審尋することなく暫定措置を執行することができるようになった。さらに、旧法では暫定措置の執行対象外であった著作権事件においても、暫定措置の執行が相手方当事者に審尋することなくできるように変更された。	相手方当事者の動産・不動産(銀行口座等の閉鎖を含む)に対しても予防的差押えを命ずる法的効力を認めるように変更された。また、暫定措置による決定の効果を予見される場合、訴訟手続きを開始していなくても暫定措置を維持しうる点まで明記されている。	実務上影響する変更なし	侵害が急迫する際には暫定的差止め命令を発動できるように明文化する形で変更された。また、第三者に対しても暫定的差止め命令を発動できる点を認めるように変更された。	損害を回復できない可能性が高いことを被害者側当事者が証明した場合は、司法当局が侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押えを目的として、諸文書の開示を命令することができるように変更される予定。
損害賠償 (第13条)	実務上影響する変更なし	侵害者の不当利益や、場合によっては侵害により正当な権利者が被った道徳上の損害なども考慮に入れた適切な損害額を査定するように変更された。	損害賠償の算定では実施料相当額を最低限とした金額、または、被害者の逸失利益または侵害者が得た不当利益のいずれか一方を選択して請求できるように変更された。さらに、被害者が被った道徳上の損害も含まれることを認めるように変更された。	侵害者が侵害行為を働いていることを認識していた場合は、侵害行為を認識できる合理的根拠がなかった場合には逸失利益だけではなく、侵害者が得た不当利益および道徳上の損害をも考慮されるように変更された。	第13条(1)の文言がそのまま導入された。しかし、修正以前に比べ不明確な表現となっているとの指摘もある。	損害賠償の算定について、司法当局が被害者の逸失利益、侵害者の不当利益、実施料相当額のいずれかから選択することを認めている判例法が明文化される予定。
訴訟費用 (第14条)	原則として敗訴側当事者が、勝訴側当事者に発生した訴訟費用およびその他の経費を負担するように変更された。	勝訴側当事者に発生した訴訟費用およびその他の経費は、原則として敗訴側負担となることが明記された。	実務上影響する変更なし	実務上影響する変更なし	実務上影響する変更なし	実務上影響する変更なし

(原稿受領日 2008年4月7日)